ニュースサイトにプロバイダ責任制限法 3 条 1 項の適用が認められた事例

【文 献 種 別】 判決／東京地方裁判所
【裁判年月日】 令和 5 年 3 月 29 日
【事 件 番 号】 令和 2 年（ワ）第 22748 号
【事　件　名】 損害賠償請求事件
【裁 判 結 果】 一部認容、一部棄却
【参 照 法 令】 プロバイダ責任制限法 3 条 1 項
【掲　載　誌】 判例集未登載
◆ LEX/DB 文献番号 25594700

京都大学教授 **曽我部真裕**

事実の概要

Y_1（株式会社東京スポーツ新聞社）は 2020 年○月○日、俳優等として活動するXに関する記事（以下、「本件記事」という。）を同社のウェブサイトに掲載した。本件記事は、同日、Y_2（ヤフー株式会社）が管理する「Yahoo!JAPAN」のニュースページ（以下、「ヤフーニュース」という。）においても配信された。Xはその翌日、Y_1に対して本件記事の削除を要請し、同日、Y_1は本件記事を削除し、Y_2も本件記事の掲載を中止した。

その後、Xは本件記事が名誉毀損に当たると主張して、Yらに対し、不法行為に基づき、連帯して、損害賠償金 220 万円の支払を求めた。

判決は、本件記事は名誉毀損に該当し、真実性も誤信相当性も認められないとして、Y_1に対して 165 万円の支払を命じたが、Y_2に対する請求は棄却した。

本解説では、Y_2に関する判断に絞って解説を行うため、判旨についてもその限りで引用・紹介を行う。Y_2については、プロバイダ責任制限法（以下、「プロ責法」という。）3 条 1 項の適用を受けるか否かが問題となった。

判決の要旨

1 「特定電気通信」「関係役務提供者」（プロ責法 3 条 1 項本文）該当性

「本件にプロバイダ責任制限法 3 条 1 項が適用されるためには、【1】『特定電気通信による情報の流通により他人の権利が侵害されたとき』に該当すること、【2】Y_2が『関係役務提供者』であることが要件となる。」

「プロバイダ責任法 3 条 1 項の『特定電気通信』とは、不特定の者によって受信されることを目的とする電気通信の送信（公衆によって直接受信されることを目的とする電気通信の送信を除く。）をいう（同法 2 条 1 号）ところ、ヤフーニュースにおけるニュースの配信は、不特定多数人による閲覧を想定し、これを目的としている電気通信の送信であると認められるから、本件記事をヤフーニュースで配信したことは、『特定電気通信』に該当する。そして、本件記事の内容が流通することにより、原告の名誉が毀損されているから、本件は、『特定電気通信による情報の流通により他人の権利が侵害されたとき』に該当する。」

「また、上記のとおり、本件記事の配信は特定電気通信に該当するところ、Y_2はヤフーニュースの記事を掲載するためのサーバを管理しているから、Y_2は、当該特定電気通信の用に供される特定電気通信設備を用いる特定電気通信役務提供者（関係役務提供者）に該当する。」

2 「発信者」（プロ責法 3 条 1 項但書）該当性

「もっとも、プロバイダ責任制限法 3 条 1 項ただし書は、『当該関係役務提供者が当該権利を侵害した情報の発信者である場合は、この限りでない。』として、発信者については同項本文を適用しない旨を定めている。そこで、本件記事の配信に関し、Y_2がここにいう『発信者』に該当するかどうかが問題となる。」

「プロバイダ責任制限法にいう『発信者』とは、特定電気通信役務提供者の用いる特定電気通信設備の記録媒体（当該記録媒体に記録された情報が不特定の者に送信されるものに限る。）に情報を

記録し、又は当該特定電気通信設備の送信装置（当該送信装置に入力された情報が不特定の者に送信されるものに限る。）に情報を入力した者をいう（同法２条４号）ところ、Y_2と記事配信契約を締結した新聞社又は通信社等が、ヤフーニュースに特定の記事を掲載するに当たっては、Y_2が、事前に当該記事についての個別の確認等を行うことはなく、当該新聞社又は通信社が、直接、Y_2の管理サーバにデータを入稿すると、自動的にヤフーニュースのウェブページ上に当該記事が掲載される仕組みとなっており、本件記事についても、本件記事に係る情報（原稿データ）を特定電気通信設備の記録媒体であるY_2のサーバに記録したのは、被告東京スポーツであって、Y_2は入稿に関与していない。また、Y_2が特定電気通信設備の送信装置に本件記事に関する情報を入力したとの事情はうかがわれない。したがって、Y_2が発信者に該当すると認めることはできない。」

（原告の主張（解説四参照）に対して）「確かに、Y_2は、記事を作成する会社と配信契約を締結し、同契約に基づいて、ニュースを配信し、これにより広告収入等を得ており、ヤフーニュースにおける記事の配信は記事を作成する会社とY_2との共同事業であるとの評価はあり得るところであるが、どのような役割分担で事業を行うかは様々であり、そのことのみをもって、Y_2が本件記事に係る情報を記録媒体に入力したと評価することは困難である。そして、本件では、被告東京スポーツが本件記事を作成してその原稿データをY_2が管理するサーバに入稿したものが自動的にヤフーニュースで配信されており、Y_2が本件記事について確認等を行っていない。Y_2は、社内編集部を設けて独自の掲載基準のもとに配信する記事を選定しているが、当該編集部が選定するのは、トピックスとしてヤフーニュースのトップページに掲載する記事であり、本件記事はトピックスとして掲載されたものではなく、その他、おすすめ記事やアクセスランキング上位の記事として掲載されたものでもない。これらの事情等に鑑みれば、本件記事がY_2の意思により流通過程に置かれたと評価することは困難……である。」

「したがって、本件記事の流通による原告の名誉毀損に関し、Y_2には、プロバイダ責任制限法３条１項本文が適用される。」

３　Y_2の不法行為責任

以上によれば、「Y_2は、権利を侵害した情報すなわち本件記事の不特定の者に対する送信を防止する措置を講ずることが技術的に可能な場合であって、【1】特定電気通信による情報の流通によって他人の権利が侵害されていることを知っていたとき又は【2】特定電気通信による情報の流通を知っていた場合であって、当該特定電気通信による情報の流通によって他人の権利が侵害されていることを知ることができたと認めるに足りる相当の理由がある場合に限り、原告に対し不法行為責任を負う（プロバイダ責任制限法３条１項）。」

「しかし、原告は、上記【1】及び【2】に係る主張立証をしていない。」「以上によれば、本件各記述につき、Y_2に不法行為責任を認めることはできない。」

判例の解説

一　はじめに

従来型のマスメディア、とりわけ新聞でニュースに接触する機会はかつてよりも大きく減少し、それに代わってインターネット上のニュースサイト／アプリの重要性が増している。その中でも最大手がヤフーニュースであるが、この種のサイトで配信された記事が名誉毀損に当たるとすれば、ニュースサイト／アプリ運営者はその責任を負うのだろうか。

この問題が訴訟において明確に問われたケースは非常に少なく、その意味で重要な事例である。

二　ヤフーニュースの仕組み

本稿での議論に関係する限りで、ヤフーニュースの重要な特徴を挙げておきたい[1)]。まず、本件サービスは原則として自ら取材して記事を作成することはなく、情報提供元の媒体（以下、「情報提供元」という。）から、契約に基づいて配信を受けてニュースを提供している。新たな媒体と契約する際には、Y_2において審査が行われている。

この反面、契約後は、個々の配信記事についてY_2が事前に確認をすることはなく、配信後の外部からの指摘、あるいはY_2において発見した問題点への対応についても、信頼関係が重視され、Y_2において一方的に削除することはせず、まずはコミュニケーションをとって課題意識を共有し、情報提供元の判断を待つ形になる。

技術的には、情報提供元が記事を直接、管理サーバーに入稿すると、自動的にヤフーニュース上に掲載される仕組みとなっている。2020年6月末当時、600以上の情報提供元（新聞社、通信社等）から、1日平均6000本の記事が掲載されており、その閲覧数は、月に約225億に上る。これらについてヤフーニュースのスタッフが記事の選別や内容確認を行うことはない。

ただし、こうして入稿された記事の一部は、ヤフーニュースのスタッフによって選別され、独自の見出しや関連リンクを付され、「トピックス」として本件サービスのトップページに掲載される。しかし、本件記事は「トピックス」掲載記事ではなく、前段落での説明が当てはまる一般記事である。

以上からすれば、情報提供元が記事を入稿すると自動的にヤフーニュース上で配信される点は、電子掲示板やSNSに類する構造のように見える（以下、「特徴①」という。）。他方、Y_2と情報提供元との間で契約を締結する際には、Y_2による審査が行われ、その限りではヤフーニュースによって提供されるコンテンツに対してY_2による能動的な関与が存在する（以下、「特徴②」という。）。

特徴①からすれば、Y_2はプロ責法上の「プロバイダ」すなわち「関係役務提供者」（プロ責法3条1項本文）に該当するのではないかとの論点、また、特徴②や、個別の記事において、情報提供元の社名やロゴが表示されはするもののあまり目立つものではなく、Y_2自身の作成した記事であると誤認する利用者も一定数存在することなどからすると、同条項の「発信者」に当たるのではないかとの論点が生じることになる。

三　本判決による「関係役務提供者」該当性の判断

本判決は、**判決の要旨1**に引用した通り、「関係役務提供者」該当性につき、プロ責法2条1項の「特定電気通信」の定義規定をそのまま適用した上で、「当該特定電気通信の用に供される特定電気通信設備を用いる特定電気通信役務提供者（関係役務提供者）に該当する」とした[2)]。

これに対して原告は、判決文によれば「『特定電気通信』に当たるためには、不特定の者が情報を発信することができる状況にあることを要すると解した上で、ヤフーニュースは、記事配信を行える者が限定されているから、『特定電気通信』に当たらない」と主張した。これは、上記の特徴②を考慮すべきだとの主張であると整理できそうだが、判決は「原告の主張する上記解釈は、同条2条1号の文言と乖離したものといわざるを得ず、採用することはできない」として、この主張を簡単に排斥している。

確かに、原告が主張する解釈は文言と乖離している上、一般の投稿型サービスでも多かれ少なかれ会員資格を限定することはありうるから、そのような形で「特定電気通信」の範囲を限定することには課題がありそうである。上記の特徴②を考慮する必要性には同意できるが、別の形で対応することが望ましいように思われる（この点については後述する。）。

四　本判決による「発信者」該当性の判断

プロ責法3条1項但書によれば、「関係役務提供者」に該当する場合でも、「発信者」にも該当するのであれば、同条項の責任制限規定は適用されない。本判決はこの点についても、定義規定（2条4号）をそのまま当てはめてY_2は「発信者」に該当しないとした（**判決の要旨2**）。

これに対して原告は、「発信者に該当するか否かは、情報を流通過程に置く意思を有していた者が誰かによるべきである」として、それによればY_2は「発信者」に当たると主張した。いわば規範的な判断を主張したわけである。しかし判決は、**判決の要旨2**第3段落に引用した通り、この主張も排斥した。

実は、「発信者」該当性を規範的に判断した裁判例もある。知財高判2010・9・8（判時2115号102頁）は、「控訴人会社〔動画共有サービス運営会社〕は、ユーザによる著作権を侵害する動画ファイルの複製又は公衆送信を誘引、招来、拡大させ、かつ、これにより利得を得る者であり、ユーザの投稿により提供されたコンテンツである『動画』を不特定多数の視聴に供していることからすると、著作権侵害を生じさせた主体、すなわち当の本人というべき者であるのみならず、発信者性の判断においては、ユーザの投稿により提供された情報（動画）を、『電気通信役務提供者の用いる特定電気通信設備の記憶媒体又は当該特定電気通信設備の送信装置』に該当する本件サーバに、『記録又は入力した』ものと評価することができる」とす

る[3]。

しかし、これは侵害主体について独特の法理が発達している著作権侵害の事案であって、この点からも、これらの判決による解釈を一般化することは慎重さが求められる[4]。したがって、Y_2がプロ責法３条１項但書にいう「発信者」に当たらないとする理解は適切だろう。ただし、そうすると、上記の特徴②をどのように考慮するかという問題は残る。

五　先行裁判例との関係

ところで、解説一にて、ニュースサイト／アプリ運営者の責任が問われたケースは非常に少ないと述べたが、言及すべき先行裁判例として、東京地判 2011・6・15（判時 2123 号 47 頁）がある[5]。この事件でも問題となったのはヤフーニュース配信記事であり、著名な刑事事件の被疑者が逮捕され手錠姿の写真が、同被疑者の遺族の敬愛追慕の情を侵害し違法であるとされ、情報提供元の新聞社の責任に加え、Y_2の責任も認められた。

すなわち、判決は、「被告ヤフーは、本件サイト〔ヤフーニュース〕に人の人格的利益を侵害するような写真が掲載されないよう注意し、掲載された場合には速やかにこれを削除すべき義務を負うものと解するのが相当である。」とした。そして、ヤフーニュースにおいてはY_2の個別的関与のないまま配信記事が掲載される点については、契約上、Y_2が支払った損害賠償金は情報提供元に補填を要求できる点を挙げて、上記のような解釈でも不都合はないとした。

ただ、この事件ではプロ責法適用の有無は争点になっていなかった。今後は、プロ責法が適用されるとする本判決のような理解が前提となるのではないか。

六　残された課題

残された課題として、上記の特徴②をどのように考慮するかという点がある。すなわち、ヤフーニュースでは、記事内容そのものにY_2に関与することはないものの、情報提供元との契約にあたってはY_2の審査が行われ、契約後も継続的なコミュニケーションが予定され、いわば「顔の見える関係」であること、記事の表示のされ方についてはY_2によるアルゴリズムが作用すること、個々の記事における情報提供元の表示は控えめであってむしろヤフーニュースのロゴ等が目立つこと、等々の事情を考慮すれば、ヤフーニュースの運営者としてのY_2を電子掲示板の運営者と同様に扱うことは妥当でないように思われる。

そこで、私見としては、プロ責法３条１項２号の「相当の理由」につき、より厳格に判断するのが妥当ではないかと考える（詳細については後掲の別稿で述べる。）。しかし、本件では**判決の要旨３**にあるように、「相当の理由」も含め、同条項１号及び２号に係る主張立証がなされていないため、具体的な判断はなされておらず、この点は、「トピックス」掲載記事に関する責任問題などとともに、今後の課題となる。

●――注

1）以下については、本判決による事実認定のほか、苅田伸宏「ネットでの記事掲載責任の所在　Yahoo! ニュースの編集方針と訂正対応」新研 803 号（2018 年）48 頁、「インタビュー／ヤフー・メディア統括本部　中村塁　『信頼性を維持し“三方よし”のサービスを作る』」（東洋経済オンライン、2021 年 5 月 26 日）など参照。

2）ヤフーニュースに即して明確に論じる文献はほとんどないと思われるが、数少ないものとして、別所直哉「プロバイダにおける対応状況③　実務運用の実態と実務からみた長期的課題」堀部政男（監修）『プロバイダ責任制限法　実務と理論　施行 10 年の軌跡と展望』（商事法務、2012 年）63 頁は、本件サービスにはプロ責法３条の適用があるとする。なお、別所氏は、上記論考執筆当時、Y_2の法務本部長兼政策企画室長であった。

3）同様の例として、東京地判 2003・12・17 裁判所ウェブサイト。

4）規範的な捉え方を通じた拡張解釈には批判が強い。参照、丸橋透「プロバイダ責任制限法」ジュリ 1573 号（2022 年）82 頁（及び同頁注 36 に掲げられた諸文献）、関原秀行『基本講義プロバイダ責任制限法』（日本加除出版、2016 年）41～42 頁。

5）なお、通信社配信記事を地方紙等が掲載した場合に関する、いわゆる配信サービスの抗弁の問題（判例としては最判 2011・4・28 民集 65 巻 3 号 1499 頁参照）を想起した読者もいるかもしれないが、そこでの地方紙等は本件での「発信者」に相当するものであり、前提が異なる。

＊付記　筆者は本件訴訟において、Y_2の依頼により意見書を執筆している。また、この問題については、別途、より詳細に論じる予定である（曽我部真裕「ニュースプラットフォームの配信責任について」青井未帆ほか（編）『現代憲法学の理論と課題（野坂泰司先生古稀記念）』（信山社、近刊）所収）。